

平成27年10月14日

秋田県知事 佐竹敬久 様

秋田県認知症施策推進ネットワーク会議
会 長 中 村 順 子

秋田県における今後の認知症施策に関する提言

〔提言に当たって〕

平成24年、厚生労働省は認知症有病者数が高齢者人口の15%と推計されることを発表しました。

この推計値を基にした本県における認知症有病者数は約51,000人（平成26年10月時点）と推計されますが、本県では、高齢者が平成32年頃まで、後期高齢者が平成42年頃まで増加すると推計されることから、これに伴い認知症有病者数も現在より増えるものと見込まれます。

一方で、認知症が疑われる状態になっても、認知症に関する偏見や誤った考えから誰にも相談できず悩んでいる人や、家族が認知症になっても周囲に知られたくない人もいることなどから、早期の診断や治療、介護・福祉サービスなどの対応が遅れてしまう事例があるほか、周囲とのトラブルや介護離職など、家族はもとより、地域や職場等で抱える課題もあります。

また、認知症に関して、新聞・テレビ等において報道されない日は無いと言っても過言ではなく、認知症に対する国民の関心は高まりを見せています。

そのような中、国では平成27年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、7つの柱に沿って認知症高齢者等にやさしい地域づくりを総合的に推進していくこととしました。

この新オレンジプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、関係省庁が連携して認知症高齢者等の日常生活を支えるよう、取り組むこととしています。

また、このプランでは、認知症高齢者等にやさしい地域は、困っている人がいれば、その人の尊厳を尊重しつつ手助けをするというコミュニティーの繋がりが基盤となるべきものであり、その実現に向け、行政だけではなく民間セクターや地域住民など、様々な主体がそれぞれの役割を果たすことが求められています。

高齢化率全国一の本県において、認知症施策の充実喫緊の課題であり、広くすべての県民が関わる県民運動を展開し、住民が参画して認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

また、県が認知症施策を推進するに当たっては、部局を横断した連携を図るとともに、組織体制の充実が望まれます。

以上の背景を踏まえ、当ネットワーク会議では、認知症になっても安心・安全に暮らせる秋田県を目指し、県が取り組むべき認知症施策について、以下のとおり提言します。

1. 認知症になっても安心して暮らせる「あきた」

認知症が疑われる場合に、早期に発見し、早期に適切な対応ができる体制の整備や、若年性認知症施策の充実を図り、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(1) 早期発見・早期対応体制の充実

〈認知症初期集中支援チームの設置支援〉

認知症を疑われる人が早期に認知症の鑑別診断や、これに基づく速やか、かつ適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、全ての市町村は介護保険法において平成30年4月までに認知症初期集中支援チームを設置することとされています。

認知症初期集中支援チームの構成員となる人材の育成を支援するとともに、各市町村における設置状況を確認し、単独で設置が困難な市町村がある場合には、広域設置に向けた技術的助言や調整を行うなど、設置に向けた取組を支援する必要があります。

〈認知症疾患医療センターの増設及び機能強化〉

認知症の疑いを持った時点で、専門相談を行い、早期に専門医療の提供を行う認知症疾患医療センターは県内に2カ所設置されていますが、増加が見込まれる認知症の人のニーズに応えるためには、今後、地域格差が生じないよう、二次医療圏ごとに認知症疾患医療センターを整備する必要があります。

整備に当たっては、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されている基幹型のセンターや、かかりつけ医との連携の役割を担うサブセンター的な機関の設置も含め、検討する必要があります。

〈歯科医師・薬剤師の対応力向上〉

歯科医師や薬剤師が高齢者等と接する中で、認知症の疑いのある人に早期に気づくこともあり、専門医等との連携や、認知症の人の状態に応じた適切な口腔機能管理・服薬管理等が行えるよう、歯科医師や薬剤師に対する認知症対応力の向上を図る研修を行う必要があります。

〈認知症ケアパスの普及〉

地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの作成が求められていますが、この作成が遅れているとの指摘があります。

市町村における取組状況にも差があるため、全県で認知症ケアパスが作成されるよう、技術的な助言などにより市町村の取組を支援していく必要があります。

(2) 若年性認知症施策の推進

〈若年性認知症の実態把握〉

若年性認知症の実態を把握し、当事者の視点に立った施策の推進に資するため、市町村や医療機関に対し、若年性認知症の人の有無や、介護認定、受診状況に関するアンケート調査等を行う必要があります。

〈若年性認知症支援コーディネーターの配置〉

国では、各都道府県に設置する若年性認知症の人やその家族の相談窓口、若年性認知症支援コーディネーターを配置して、自立支援に関わるハローワーク等の関係者とのネットワークの調整を担うこととしています。本県においても、認知症疾患医療センターなど、専門的な相談業務を適切に実施できる機関に配置する必要があります。

〈若年性認知症ハンドブックの作成・配布〉

若年性認知症の人は生活や仕事に関する不安を抱えているケースも多いため、発症初期の段階から、その後の生活等に係る相談、就労継続支援、障害者手帳の取得、障害年金の受給などの相談窓口や各種制度等を明示した「若年性認知症ハンドブック」を作成し、医療機関や市町村の窓口等を通じて配布することにより、本人やその家族が適切な支援を受けられるようにする必要があります。

2. 認知症になっても安全に暮らせる「あきた」

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護することができる体制の整備や、高齢者虐待への適切な対応の強化、認知症高齢者等の権利擁護体制の充実を図り、認知症になっても安全に暮らせる地域づくりを推進することが必要です。

(1) 行方不明者への対応の強化

〈広域ネットワーク体制の構築〉

行方不明者の早期発見・保護に向けた体制強化を図るため、警察や市町村間で情報共有ができるよう、市町村の枠を超えた広域ネットワーク体制を構築する必要があります。

〈市町村における早期発見の体制づくり〉

認知症高齢者が行方不明にならないよう、地域で見守るまちづくりが大事です。また、行方不明になった場合に備え、GPSやQRコードなどICTを活用した早期発見システムなど、行方不明者の早期発見につながる取組が全ての市町村で推進されるよう支援する必要があります。

※GPS

人工衛星を利用して自分がどこにいるのかを正確に割り出すシステムで、GPS機能付き機器を身につけるものに取り付けるなどして居場所の特定ができる。

※QRコード

多くの情報を小さな正方形の中に収めた2次元コードで、これを印刷したシールを衣服などにつけておくことにより、発見者がスマートフォンなどで読み取りして表示された市役所等の連絡先へ知らせる。

※ICT

情報コミュニケーション技術の略。

(2) 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

〈市町村等の対応力強化〉

市町村や地域包括支援センターが高齢者虐待への対応を適切に行えるよう、弁護士や社会福祉士等の専門家を派遣するなどして、その対応力強化を図る必要があります。

〈成年後見制度の利用促進〉

認知症により、判断能力が十分でない人の権利が侵害されないようにするため、全ての市町村が成年後見利用支援事業や裁判所への申立手続き支援、市民後見、法人後見等の利用体制を整えることができるよう支援する必要があります。

また、成年後見制度の利用促進のため、その啓発を図るとともに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携を強化する必要があります。

※地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

秋田県福祉生活サポートセンターが実施する事業で、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力に不安のある方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かりサービス等を提供している。

〈相談窓口の充実〉

認知症の人が悪質商法や特殊詐欺等に巻き込まれた場合、家族が気付くまで時間がかかり、被害が深刻になるケースもあります。

被害防止に向けた啓発活動の充実を図るとともに、家族などが不安に感じた時に、速やかに助言や援助ができる相談窓口を充実させる必要があります。

3. 認知症になっても幸せに暮らせる「あきた」

県民が認知症への理解を深めるための啓発を推進し、認知症の人やその家族を地域で支える体制の構築を図り、認知症になっても幸せに暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(1) 本人・家族支援の推進

〈認知症地域連携ツールの作成・配布〉

認知症の人のプロフィールや生活状況、不安に思っていること、医療や介護に関する情報を記載する「認知症地域連携パス（仮称）しあわせ安心手帳」を作成し、医療機関や市町村等を通じて普及を図り、自身の振り返りや地域の医療機関、訪問看護や訪問介護、居宅介護支援等の介護サービスの適切な活用と連携に役立てることにより、認知症の人や家族が安心して生活できるよう支援をする必要があります。

〈相談体制の充実〉

認知症に関する相談ができる体制を充実するため、現在、認知症コールセンターで行っている医師等の専門職による特別相談会を県内数カ所で開催するなど、認知症の人やその家族の利便性の向上を図る必要があります。

また、認知症グループホームを相談窓口として活用し、地域の連携を図る必要があります。

(2) 認知症サポーターの活動支援の推進等

〈認知症サポーターの活動支援〉

認知症サポーターとして養成された人が、認知症の人を支援する様々な活動に積極的に関わられる地域づくりが必要です。そのため、スキルアップを希望する人へのステップアップ研修や、各職域の特性に応じた認知症の人への関わり方を実践するためのサポーターリーダーの養成などにより、認知症の人や家族へ関わることができる人材の育成を促進する必要があります。

※認知症サポーター

「認知症サポーター」養成講座を受けた人。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者で、自分のできる範囲で活動や手助けをする。

〈教育関係機関と連携した養成〉

認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものであることを社会全体で認識していくためには、少年期から認知症を知り、理解することが重要です。

学校教育を通じて、子どもや若者の認知症の正しい知識の習得と理解の促進を図るため、教育関係機関と連携して小・中・高等学校や大学等におけるサポーター養成講座等の取組を促進する必要があります。

(3) 啓発の推進

〈県民運動としての啓発の推進〉

認知症高齢者等にやさしい地域づくりのためには、県民が認知症への理解を深め、認知症の人やその家族を支える取組が重要です。

県民の取組への気運を醸成するため、テレビCMの放送やステッカーの作成、シンポジウムの開催などを通じて、啓発活動や県民運動を展開する必要があります。

〈早期受診と地域支援に関する情報発信〉

認知症であることを隠すことが早期発見・早期対応の阻害要因となっている傾向もみられることから、早期の受診・治療と地域の支えにより、本人や家族が安心して生活を持てることも可能であるという希望の持てるメッセージ（情報）を積極的に発信する必要があります。

〈認知症に関する情報のワンストップ発信〉

県民が必要とする認知症に関する様々な情報を容易に得られるようにするため、専用のホームページにより、積極的な情報発信を行う必要があります。

〈当事者の視点による情報発信〉

「認知症の人と家族の会」や「認知症の人と家族の会秋田県支部」が発行している会報誌では、認知症に関する情報のほか、認知症の人やその家族の生の声が掲載されています。

当事者の視点による情報は、認知症を理解する上で貴重なものであり、このような情報発信の取組に対する支援を通じて、県民の認知症に対する理解促進を図る必要があります。

以 上